

5月は消費者月間 津市消費生活センターに相談を

問い合わせ 市民交流課 ☎229-3252 FAX 227-8070

・・・一人で悩まずお気軽に・・・

津市消費生活センターでは、津市に在住・在勤・在学の消費者を対象に、資格を持った相談員が消費生活に関する相談に応じます。どのような解決方法があるかを一緒に考え、どう交渉したらよいかを助言する身近な相談窓口です。もし、悪質商法や商品事故など消費者トラブルに遭ったときには、一人で悩まず、津市消費生活センターに相談しましょう。

過去3年間の相談件数と相談内容

年度	相談件数	主な相談内容
R3年度	1,201件	インターネットサイトの架空請求・不当請求、インターネット回線契約、情報商材、健康食品・化粧品などの定期購入、点検商法などの相談
R4年度	1,305件	
R5年度	1,298件	

津市消費生活センター

電話番号 229-3313

相談日 月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)

受付時間 9時～12時、13時～16時

場所 市民交流課内(市本庁舎3階)



・・・市役所職員をかたった還付金詐欺にご注意ください・・・

電話で、津市役所の部署をかたって「健康保険料の還付のため」などの理由で、銀行の口座番号、キャッシュカードの暗証番号、預



金残高などを聞き出す事案が発生しています。不審な電話があった場合には以下の点にご注意ください。

- 市職員が還付金の受け取り方法を電話で誘導したり、ATMの操作を誘導したりすることはありません。
- 市職員が納税のために金融機関の口座を指定し、振り込みを求めることはありません。

少しでもおかしいと思ったら、最寄りの警察署に相談しましょう。

津警察署 ☎・FAX 213-0110

津南警察署 ☎・FAX 254-0110

特殊詐欺等被害防止機器の購入補助

近年増加している特殊詐欺の犯罪被害を未然に防止するため、電話が鳴る前に自動で相手に録音することを通知した上で通話内容を録音する機能を有する電話機、または固定電話機に接続する補助機の購入費の一部に対し、補助金を交付します。詳しくは市民交流課または各総合支所地域振興課(久居総合支所は生活課)へお問い合わせください。

・・・出前講座をご利用ください・・・

津市消費生活センターでは、消費者啓発の一環として出前講座を無料で開催しています。市職員と消費生活相談員が出向き、パンフレットや映像を交えながら、悪質商法について分かりやすくお話しします。

申し込み 市民交流課へ



出前講座の様子